

**女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画**

令和3年4月

清 水 町

清水町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

清水町長・清水町議会議長

清水町教育委員会

清水町選挙管理委員会

清水町代表監査委員

清水町公平委員会

清水町農業委員会

清水町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、清水町長、清水町議会議長、清水町教育委員会、清水町選挙管理委員会、清水町代表監査委員、清水町公平委員会、清水町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について、関係各課と協議・連携しながら推進することとする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第51号）第2条に基づき、清水町長部局、清水町議会事務局、清水町教育委員会事務局、清水町選挙管理委員会書記、清水町代表監査委員補助職員、清水町公平委員会事務局、清水町農業委員会事務局を一体として女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、清水町長部局、清水町議会事務局、清水町教育委員会事務局、清水町選挙管理委員会書記、清水町代表監査委員補助職員、清水町公平委員会事務局、清水町農業委員会事務局を一体として女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ① 計画的な職員採用により令和6年度までに、職員全体に占める女性の割合を40%にする。
- ② 令和5年度までに、制度が利用できる男性職員の配偶者出産休暇取得率を100%、育児参加のための休暇取得率を50%以上とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を令和3年度より実施する。

なお、この取組は、清水町長部局、清水町議会事務局、清水町教育委員会事務局、清水町選挙管理委員会書記、清水町代表監査委員補助職員、清水町公平委員会事務局、清水町農業委員会事務局を一体として女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

① 女性職員の活躍支援

ア) 女性職員が個々の強みを生かして業務ができるように、人事評価結果を踏まえた客観的な能力の把握に努めます。

イ) 男女の概念にとらわれず、活躍の場の拡大を図り、多様なポストへ積極的に女性職員を配置します。

ウ) 女性職員を対象とする研修の実施や外部(国、道など)への派遣を実施し、女性職員の視野を更に広げ、キャリア形成を支援します。

② 働きやすい環境づくり

ア) 子育てや育児、介護をしながら勤務している職員でも、安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。